

富山県社会福祉審議会の概要

(1) 審議会の設置根拠

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 7 条第 1 項

富山県社会福祉審議会条例（平成 12 年富山県条例第 4 条）

(2) 委員の任期

2 年間（令和 4 年 9 月 20 日から令和 6 年 9 月 19 日まで）

(3) 委員数の制限

ア 委員数

35 名以内（条例第 3 条第 1 項、現委員数 25 名）

イ 臨時委員数

制限なし（条例第 4 条、現臨時委員数 45 名）

(4) 審議会、専門分科会、部会の構成

区分	根拠法規	所掌事務	
全体	法（必置） 社法第 7 条	社会福祉事業の全分野に関する調査審議	
専門分科会	福祉基本計画	法（任意） 社法第 11 条第 2 項	福祉に関する基本となる計画の策定、進行管理の調査審議
	民生委員審査	法（必置） 社法第 11 条第 1 項	民生委員児童委員の適否の審査
	高齢者福祉	法（任意） 社法第 11 条第 2 項	県介護保険事業支援計画、県高齢者保健福祉計画の策定、進行管理の調査審議
	児童福祉	児法（必置） 児法第 8 条第 1 項	児童福祉に関する事項の調査審議
	里親審査部会	児法（必置） 児法第 8 条第 2 項	里親又は保護受託者の認定等の調査審議
	措置審査部会	児法（必置） 児法第 8 条第 1 項	児童相談所が行う措置等の調査審議
	認定こども園・ 保育所審査部会	認定こども園法（必置） 認法第 17 条第 3 項等	幼保連携型認定こども園に係る調査審議
	身体障害者福祉	法（必置） 社法第 11 条第 1 項	身体障害者福祉に関する事項の調査審議
審査部会	令（必置） 社令第 3 条第 1 項	身体障害者の障害程度の審査等の調査審議	